

意見書第6号

## 有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の開門調査の 早期実施を求める意見書

有明海の環境異変の根本的な原因を究明するため、中・長期の開門調査を求めた佐賀地裁の判決を受け、国は開門調査のための環境アセスメントを行うとしている。現在、佐賀県や鹿島市は環境アセスメントの方法書に対する意見書を提出し、早期実施を求めているが、手順に従い手続きを行えば開門調査実施までは6年以上の歳月を要する。

去る10月22日、佐賀県知事が赤松農林水産大臣に一日も早い開門調査の実施を要請したのに対し、大臣は地元知事同士の合意にむけた協議をするよう求められた。佐賀県地元漁業者は不安を持ちながら漁業に従事しており、安心して操業ができる環境作りと良好な漁場環境の早急な復元を望んでいる。

しかし、長崎県は農地の保全や防災の必要性から開門反対の立場であり、両県の合意は困難な状況にあると考える。

よって、国会および政府においては、諫早湾干拓が国策事業である以上、地元協議の如何に関わらず、国の責任において諫早湾干拓地排水門の開門調査が早期に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成21年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
副総理・国家戦略担当大臣	菅直人様
農林水産大臣	赤松広隆様
環境大臣	小沢鋭仁様
水産庁長官	町田勝弘様
農林水産省九州農政局長	宮本敏久様